



埋蔵文化財の取扱いについて



住宅を建設する場合など土木工事等を行う際には、事前に該当場所について埋蔵文化財の有無を確認する必要があります。埋蔵文化財の所在する場所（周知の埋蔵文化財包蔵地）で土木工事等を行う場合には、文化財保護法に基づいた届出が必要です。

また、それ以外の場所においても、工事中などに埋蔵文化財が発見された場合は、届出が必要となりますので、速やかに富津市生涯学習課までご連絡ください。

▼埋蔵文化財の取扱いについて（フローチャート図）

※以下の図は、埋蔵文化財の取扱いについて、基本的な手続きの流れを示したものです。遺跡の性格や地形、工事内容等によっては、手続きが異なる場合があります。

埋蔵文化財（包蔵地）の確認

窓口、FAX、メールで、確認したい場所の住所をお伝えください。担当者が埋蔵文化財（包蔵地）の有無を確認します。なお、確認の際に当該地の地図が必要になりますので、窓口の場合は持参、FAX・メールの場合は地図を添付してください。

該当する場合↓

文化財保護法第93条に基づく届出が必要

- ・提出は工事着手の60日前まで
 - ・土木工事の設計書を添付
 - ・提出書類は、同様のものを2通作成し、市生涯学習課へ提出（県教育委員会宛て、富津市教育委員会宛て）
- ※書式はホームページからダウンロードできます。



現地確認・試掘（発掘調査の必要性の判断）

専門の職員が現地を確認し、必要に応じて試掘を行います。確認の結果を受けて、市教育委員会から県教育委員会に「発掘調査」、「工事立会」、「慎重工事」のいずれかの取り扱いで進達します。

進達から事業者への通知までに1か月程度かかります。



《発掘調査》

当該土木工事等によって、埋蔵文化財に影響が及ぶと判断された場合、発掘調査が必要となります。

《発掘調査の流れ》（※個人が自身の家を建設する場合は公費で実施可）

- ① 確認調査（開発面積の約10%）
→本調査の必要範囲を絞り込みます。
- ② 協議
- ③ 本調査



該当しない場合↓

工事に着手して問題ありません

※ただし、工事中に遺跡などが発見された場合には文化財保護法第96条に基づく届出が必要となりますので、当課文化係までご連絡ください。

《工事立会》

工事に着手して問題ありません。

土木工事が軽微で、埋蔵文化財への影響が局限される場合、対象区が狭小で発掘調査の実施が不可能な場合など。

担当者が工事に立会し、埋蔵文化財の有無を確認いたします。

《慎重工事》

工事に着手して問題ありません。

工事により、新たに埋蔵文化財への影響が生じないと判断される場合。

工事中に埋蔵文化財が発見された場合には、当課文化係までご連絡ください。

連絡先

千葉県富津市教育委員会生涯学習課文化係

TEL：0439-80-1342

FAX：0439-80-1353

〒293-8506 千葉県富津市下飯野 2443 番地